

特別版 賃上げ促進税制 (2024 年度税制改正対応)

中小企業向け賃上げ促進税制

2024 年度税制改正により、中小企業向けの賃上げ促進税制が拡充されました。中小企業の場合、最大 45% の税額控除を受けることができます。制度の概要をご案内します。

教育訓練費と、子育て両立・女性活躍支援で上乗せ

対象となる「中小企業」とは

① 法人の場合

対象	青色申告書を提出する中小企業者等 (資本金 1 億円以下の一定の法人等)
適用 期間	2024 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度

② 個人の場合

対象	常時使用する従業員数が 1,000 人以下 の青色申告書を提出する個人事業主
適用 期間	2025 年～2027 年の各年

制度の概要

賃上げ促進税制は、賃上げを実施した場合に、その**給与等支給額**の増加額の一部を法人税(所得税)から税額控除できる制度です。

税額控除額※1

= **給与等支給額の増加額**※2 × 税額控除率

↓
給与等支給額の増加額 = 適用事業年度の給与等支給額
－ その前年度の給与等支給額

給与等支給額とは

計算に用いる給与等支給額とは、**その事業年度に損金算入されるすべての国内雇用者に**

対する給与等の支給額です。以下の 2 点にご注意ください。

給与等支給額を計算する際の留意点

1. 国内雇用者について

パート、アルバイト、日雇労働者は含まれますが、役員(使用人兼務役員を含む)や特殊関係者(役員や個人事業主の親族等)は含まれません。

2. 補填額がある場合

給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合(例えば一定の補助金、助成金、給付金等※)は、その額を給与等の支給額から控除します。

※ 補填額に該当する補助金等の例

- ・ キャリアアップ助成金(正社員化コース、障害者正社員化コース、賃金規定等改定コース)
- ・ 両立支援等助成金(育児休業等支援コース等)
- ・ トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース)

※1 税額控除額の上限は、法人税額等の 20% です。繰越控除制度(p.2 参照)の適用を受ける場合は、繰越控除を受ける金額とあわせて 20% が上限となります。

※2 給与等支給額の増加額の上限は、適用事業年度と前年度の「給与等支給額から、雇用安定助成金等の金額がある場合にはその金額を控除した金額」の差額(増加額)です。

税額控除率の求め方

税額控除率 = 賃上げ要件の税額控除率
+ 上乗せ要件①の税額控除率
+ 上乗せ要件②の税額控除率

次ページで詳しくみていきましょう。

要件と税額控除率

STEP1 賃上げ要件（必須要件）

適用事業年度の給与等支給額が、前年度より 1.5%以上増加していることが要件です。
増加率に応じ、税額控除率が異なります。

増加率	税額控除率
1.5%以上	15%
2.5%以上	30%

STEP2 上乗せ要件

STEP1 の賃上げ要件が達成できた場合に上乗せできる要件です。2 種類あります。

① 教育訓練費増加要件

教育訓練費が一定額以上増加した場合に、税額控除率が上乗せされる要件です。

要件	教育訓練費が前年度より 5%以上増加	
	かつ	
	教育訓練費の額	$\geq \text{適用事業年度の給与等支給額} \times 0.05\%$

税額控除率

10%上乗せ

- 教育訓練の対象は、国内雇用者です。役員や特殊関係者、内定者等は含まれません。
- 教育訓練費には、外部講師謝金や外部施設使用料、研修委託費、外部研修参加費等が含まれます。参加するための交通費や宿泊費等は含まれません。

② 子育てとの両立支援・女性活躍支援要件

厚生労働省の認定制度（くるみん認定、えるぼし認定等）の取得が要件となります。認定の取得には、行動計画の策定・届出から実

施、申請まで、一定の期間を要します。ご検討の場合は、お早めにお取り組みください。

要件

適用事業年度中に

- くるみん認定
 - くるみんプラス認定
 - えるぼし認定(2 段階目以上)
- のいずれかを取得した

または

適用事業年度終了の時に

- プラチナくるみん認定
 - プラチナくるみんプラス認定
 - プラチナえるぼし認定
- のいずれかを取得している

税額控除率

5%上乗せ

- くるみん認定等については、2022 年 4 月 1 日の改正後の基準を満たした認定の取得が必要です。
- 適用事業年度終了の時までに認定が取り消された場合は、要件を満たしたことはありません。

繰越控除制度

賃上げを実施した年度に**控除しきれなかった金額は、5 年間の繰り越しが可能**です。以下の 2 点にご注意ください。

繰越控除措置を利用する場合の留意点

1. 控除しきれなかった年度以後の各年度

確定申告書に、所定の明細書を添付します。控除しきれなかった年度だけでなく、**その後の各年度も提出が必要**ですのでご注意ください。提出がないと、翌年度以降への繰り越しができません。

2. 実際に控除する年度

その年度においても、給与等支給額が前年度より増加していることが要件となります。

【参考】 中小企業庁 中小企業向け「賃上げ促進税制」 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

ご不明な点やご相談がございましたら、お気軽にお声かけください